

募集要項

【企画競争方式】

2018 年度第二回
中小企業・SDGs ビジネス支援事業
～基礎調査～

2018 年 9 月 18 日
独立行政法人国際協力機構

目次

第1 事業の目的・概要	1
1. 事業の目的・概要	1
2. 本支援事業対象国	2
第2 選考の流れ	4
1. 全体スケジュール	4
2. 事前登録	5
3. 本登録、応募書類の提出	5
4. 提出された応募書類の扱い	5
5. 審査・選考	5
6. 応募書類の審査結果（採択・不採択）の通知	5
7. 採択案件の公表	6
8. 契約交渉	6
9. 審査対象外、採択又は契約の取消し及び事業費用の返還	6
10. お問い合わせ等	7
第3 本支援事業実施上の留意点	8
1. JICA の役割	8
2. 安全対策	8
3. 環境社会配慮	8
4. ガイドラインの遵守	8
5. 不正行為の防止	9
6. 情報セキュリティの管理	10
7. 医療行為・治験等を伴う事業での留意点	10
8. 運営補助業者の配置	11
第4 経費見積・支払	12
1. 見積書の作成に当たって	12
2. 起算日について	12
3. 契約履行期間外に発生した経費について	12
4. 人件費について	12
5. 安全対策経費について	12
6. 現地再委託	12
7. 現地工事下請負	13
8. 精算確定と各種支払	13
第5 基礎調査	14
1. 事業の内容	14
2. 参加資格要件等	14
3. 応募勧奨分野	16
4. 本事業の対象外となる諸要件	17
5. 事業期間	18
6. 本事業経費	18
7. 採択予定件数	19
8. 応募書類	19
9. 採択後・事業実施中の提出物	20

・別添資料

1. 経理処理ガイドライン（2018年9月版）
2. 審査基準表
3. FAQ（よくあるご質問と回答）
4. 業務委託契約書（サンプル）（附属書I～IV含む）

・別添様式

- 様式1. 企画競争申込書
- 様式2. 企画書
- 様式3. 見積金額内訳書・見積金額内訳明細
- 様式4. 質問書

第1 事業の目的・概要

1. 事業の目的・概要

(1) 事業の目的

「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」（以下、「本支援事業」）は、開発途上国の開発ニーズと本邦民間企業等の有する優れた製品・技術等とのマッチングを行うことによって、開発途上国の課題の解決・SDGs¹達成と本邦民間企業等の海外事業展開の両立を図り、もってODA を通じた二国間関係の強化や経済関係の一層の推進に資することを目的とします。

上記の目的達成のため、本支援事業においては、本邦民間企業等有する製品・技術やノウハウ、これらを包含したシステム等の当該開発途上国におけるビジネス展開を通じた開発途上国の課題の解決・SDGs 達成に貢献する「SDGs ビジネス」の形成・展開を検討するにあたり、必要な情報を収集したり、ビジネスアイデアやODA 事業での活用可能性の検討を通じたビジネスモデルを策定したり、民間企業等が既に有しているビジネスモデルの検証や、提案製品等の理解の促進、ODA 事業での活用可能性の検討等を通じた事業計画案の策定等を行うこととしています。

また、本邦民間企業の製品・技術等の開発途上国政府の事業やODA 事業への利活用や連携を通じ、開発リソースの多様化と事業の質の向上を図ります。

なお、中小企業支援型については、上記を通じた中小企業の海外事業展開とともに、国内経済・地域活性化の促進も期待されます。

提案法人は、JICA との業務委託契約に基づき事業を実施し、事業中及び終了時に契約で規定する成果品を提出することとなります。本支援事業は助成金事業や補助金事業ではありません。

(2) 事業の種類・区分と概要

本支援事業は、民間企業等の海外展開におけるステージに応じて以下①から③の事業を設けています。また、それぞれの事業の中で企業規模等に応じて「中小企業支援型²」「SDGs ビジネス支援型³」という区分を設けています（基礎調査は中小企業支援型のみ）。本募集要項の第1 から第4 の記載は、全ての事業・区分において共通の内容になります。各事業・区分の詳細については、第5 以降をご参照願います。

	中小企業支援型	SDGs ビジネス支援型
① 基礎調査	途上国の課題解決に貢献し得るビジネスの検討に必要な基礎情報の収集を行うもの	
② 案件化調査	途上国の課題解決に貢献し得る技術・製品・ノウハウ等を活用したビジネスアイデアやODA 事業での活用可能性を検討し、ビジネスモデルを策定するもの	
③ 普及・実証・ビジネス化事業	途上国の課題解決に貢献し得るビジネスの事業化に向けて、技術・製品・ノウハウ等の実証活動を含むビジネスモデルの検証、提案製品等への理解の促進、ODA 事業での活用可能性の検討等を通じ、事業計画案を策定するもの	

¹ 持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)：2015 年9 月の国連サミットで採択された2016 年から2030 年までの国際目標。

² 中小企業支援型の対象は、中小企業（農業法人を含む、みなし大企業除く）、中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、商工組合）、中堅企業（基礎調査は対象外）です。

³ SDGs ビジネス支援型の対象は、大企業及び中小企業支援型の対象とならない本邦登記法人です。

※以下 JICA ホームページ上の事業紹介のページもご参照ください。

https://www.jica.go.jp/sme_support/activities/index.html

2. 本支援事業対象国

JICA の在外拠点が設置されている ODA 対象国を中心に、以下の国・地域を原則とします。原則として 1 か国を選定して提案ください（事業の関係上、やむを得ず複数国にまたがる場合は、企画書にてその理由を記載ください）。

各国事業実施上の留意点は以下を参照ください。（留意事項がある国：インド、スリランカ、ブラジル、中華人民共和国、ベトナム、バングラデシュ、フィリピン）

https://www.jica.go.jp/priv_partner/case/reference/ku57pq00002azz3z-att/reference_01.pdf

アジア地域 23 か国

インド、インドネシア、ウズベキスタン、カザフスタン、カンボジア、キルギス、ジョージア、スリランカ、タイ、タジキスタン、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス、中華人民共和国

大洋州地域 9 か国

サモア、ソロモン、トンガ、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア

中南米地域 21 か国

アルゼンチン、エクアドル、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、セントルシア、チリ、ドミニカ共和国、ニカラグア、ハイチ、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ

アフリカ地域 26 か国

アンゴラ、ウガンダ、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、セネガル、タンザニア、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、ルワンダ

中東地域 6 か国

イラン、エジプト、チュニジア、パレスチナ、モロッコ、ヨルダン

※ エジプト、チュニジア、モロッコは、外務省海外安全情報ではアフリカ地域に分類されている点にご注意ください。

欧州地域 2 か国

セルビア、トルコ

※ 事業対象国となっても、JICA の安全管理対策上、外務省海外安全情報（<http://www.anzen.mofa.go.jp/>）において「レベル 4：退避してください。渡航は止めてください（退避勧告）」及び「レベル 3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）」と指定されている国、又は当該地域は対象外となります。さらに、「レベル 2：不要不

急の渡航は止めてください」以下に指定されている地域でも、JICA の安全対策措置に照らし、事業実施に制約のある地域が存在し、事業を行えない場合、又は行えなくなる場合もありますので、安全対策措置をご確認の上、不明な場合は事前に照会ください。その他、採択後であっても、対象国の急激な治安悪化に伴う安全対策上の理由や、外交政策上の理由から事業が行えなくなる場合もあります点あらかじめご留意ください。

※ 安全対策措置の入手方法は、以下の JICA ホームページからログイン ID 及びパスワードを申請し、ダウンロードして閲覧ください。

<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>

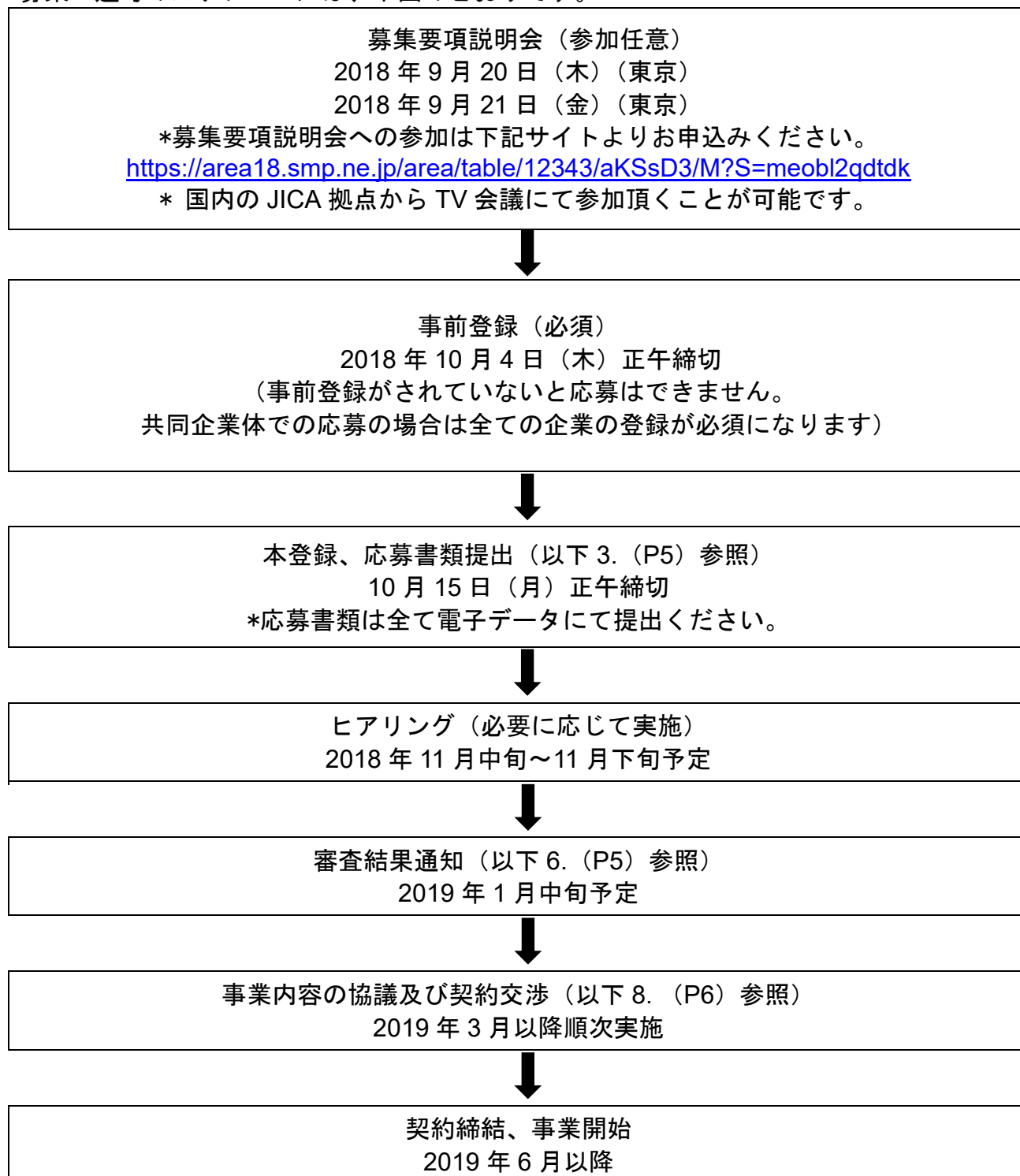
※ 以下の国については、JICA 事務所は存在しますが安全管理上の観点から対象外です。
アフガニスタン、イラク、シリア、イエメン、南スーダン、ベネズエラ

第2 選考の流れ

企画競争方式により本支援事業の契約交渉相手先を決定します。

1. 全体スケジュール

募集・選考のスケジュールは、下図のとおりです。



※審査状況等により多少前後することがありますので、ご了承ください。

2. 事前登録

応募を検討する提案法人（共同企業体の場合は全構成法人）は、応募に先立ち、事前登録が必要です。事前登録されていないと応募はできません。

事前登録は2018年10月4日（木）正午が締切となるため、お早目の登録を推奨します。なお、上記締切日以前であれば、事前登録後の登録取り消しは可能です。

事前登録方法、登録内容：

<https://reg18.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=mbme-qilal-aeb2ae33d668af69963941875ed8dedf> にてログインし、必要項目（提案法人（共同企業体の場合は全構成法人）の登記上の名称・住所、ご担当者の連絡先等）を登録ください。

3. 本登録、応募書類の提出

(1) 本登録及び応募書類の提出

<https://area18.smp.ne.jp/area/p/mbme4meobk0qdtcs8/GFwO1K/login.html> にてログイン後、必要項目を登録し、応募書類を電子データにて格納ください。応募書類は郵送や電子メールでの送付、持参による提出は受け付けません。

(2) 提出締切日時：2018年10月15日（月）正午

応募書類に不備があった場合、提出締切後は書類の差替等の対応はできかねますので、ご留意願います。

(3) 応募書類

応募書類は対象事業及び区分によって異なりますので、詳細は各章をご参照ください。

4. 提出された応募書類の扱い

(1) 必要な記名押印がない、本募集要項に違反している場合を含め、応募書類に不備がある場合は、応募が無効となります。

(2) 応募書類に含まれる個人情報等は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」に従い、適切に管理し、取り扱います。なお、応募書類は本支援事業の審査目的にのみ使用します。

5. 審査・選考

応募書類は、あらかじめ定めた審査基準（別添資料2）に基づいて審査されます。必要に応じて2018年11月中旬～11月下旬頃にヒアリングを実施します。

なお、基礎的な信用能力等の確認のため、事前登録いただいた法人を対象として、必要に応じて信用調査会社等に委託して財務情報の確認と聞き取りによる提案法人の信用調査を実施し、審査の参考とさせていただきますのであらかじめご了承ください（10月上旬～中旬予定）。事前登録したものの、応募書類の提出に至らなかった法人におかれては、信用調査会社からの連絡があった場合は、「応募に至っていない」旨回答願います。本信用調査で得る情報等については、適切に管理し取り扱います。

6. 応募書類の審査結果（採択・不採択）の通知

審査結果（採択・不採択）は、適正な応募書類を提出した全提案法人の代表者に対し、2019年1月中旬を目途に、書面にて通知予定です。

2019 年 1 月 24 日（木）までに結果が通知されない場合は、中小企業・SDGs ビジネス支援事業窓口（sdg_sme@jica.go.jp）まで問い合わせください。

なお、本募集要項における「採択」とは、JICA の事業委託内容について企画書を基に協議を開始するという意味であり、採択後の契約交渉等において、JICA から提案法人に事業内容・方法・実施体制に関し提案内容の変更を求める場合があります。「採択」は提案内容全てを JICA が承認したという意味ではありませんので、ご注意ください。

7. 採択案件の公表

上記 6. の通知において、「採択」と通知した提案については、採択案件名、対象国、案件概要、提案法人名及び共同提案法人名、代表法人の本店所在地、外部人材所属先名を、JICA ホームページ上に公表するとともに、メディア等に対する積極的な情報発信を予定しています。また、本支援事業の契約締結後には契約先名、契約金額等情報の公表を予定しています。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付財計第 2017 号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>

さらに、事業実施の期間中も、採択された提案に関し、JICA 及び本事業の積極的な広報につき実務的に可能な範囲で協力願います。

以上の点に同意の上で、応募書類をご提出いただきますようお願いいたします。

8. 契約交渉

採択後、JICA と提案法人間で、提出された企画書及び最新情報に基づいて、事業内容・体制等について協議を行い、併せて見積書の内容について契約交渉を行った上で、JICA が提案法人に対し事業の実施を委託する業務委託契約を締結します。

上記協議において、事業内容・方法・実施体制に関し、JICA から提案法人に提案内容の変更を求める場合がありますので、ご了承ください。なお、事業内容や支払条件を含めた契約条件で合意できない場合には、契約を締結することが出来ませんのでご注意ください。

上記協議にあたっては、「中小企業・SDGs ビジネス支援事業及び協力準備調査（PPP インフラ事業）経理処理（積算）ガイドライン（2018 年 9 月版）」（以下、「経理処理ガイドライン（2018 年 9 月版）」）に基づき、提案法人と JICA の双方が説明責任を果せるように、経費の妥当性を確認します。積算根拠資料は、原則として 2 者以上から取得した見積書の提出が必要となります。確認の結果、提案内容から変更が生じることがあります。企画書どおりの発注量が確保されると誤解がないようご注意ください。契約書の見本については、別添資料 4「業務委託契約書（サンプル）」をご参照ください。

なお、契約交渉中に、対象国や提案ビジネス・製品・技術等の内容を提案法人側の発意により、当初提案から大きく変更することは認められません。また、企画書提出後、当初見積額を上回る金額への変更はできず、上記を含む契約交渉における業務や経費等の見直しも同金額内で対応いただきます。

9. 審査対象外、採択又は契約の取消し及び事業費用の返還

(1) 提案の採択後に、事業の実施が明らかに困難（例：企画書で提案した調査実施体制や事業実施体制の変更により JICA からの業務受託能力がなくなった。必要とする事業実施国政府関係機関の協力がえられない。）と JICA が判断する事態が発生した場合など、何らかの事情により提案法人（共同企業体の場合は全構成法人）が応募時の要件を満たさない状況に至った場合には、選定された案件の提案法人（共同企業体の場合は全構成法人）と契約を締結しないことや、契約を締結した後に契約を取り消すことがあります。

また、迅速な事業実施や海外展開検討の促進の観点から、原則、企画書採択通知日から2年後を目途とし JICA との業務委託契約締結に至らない場合、事業の実施困難と判断し、契約を締結しないこととします。

- (2) 提案法人が、以下のいずれかに該当した場合は、審査対象外とする又は採択若しくは契約を取り消すことがあります。既に提案法人に事業費用が支給されている場合は、期限を定めて返還していただくことがあります。また、提案法人に対して契約競争参加資格停止等の措置を行うことがあります。
- ・ 企画書、その他提出物の内容と異なる事実が認められたとき。
 - ・ 事業費用を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。
 - ・ 提案法人が反社会的勢力であると判明したとき。
 - ・ 契約書に定める発注者の解除権に該当するとき。
 - ・ 企画競争申込書の誓約事項に反する事実が認められたとき。
 - ・ 本募集要項に違反したとき。
 - ・ その他、JICA や採択された事業の名称を不正利用する等、JICA が受託者として不適切と判断したとき。(例: JICA が特定の民間企業による投資勧誘に関与することがない中、JICA の名を使った投資勧誘を行う行為)

10. お問い合わせ等

- (1) よくあるご質問と回答を別添資料3「FAQ（よくあるご質問と回答）」として本募集要項に添付しますので確認ください。
- (2) 本募集要項に対する質問がある場合は、次に従い質問書（様式4）を提出ください。ただし、個別の提案内容に関する質問及び相談には公示日から審査結果通知までは対応しかねます。
- ① 質問受付期間：公示日から2018年9月26日（水）正午まで
 - ② 提出方法：質問書（様式4）を電子メールにて提出ください。
 - ③ 担当部署：JICA 中小企業・SDGs ビジネス支援事業窓口
 - ④ メールアドレス：sdg_sme@jica.go.jp
メール件名には、「質問書（応募事業及び区分を記載ください）の送付」と記載ください。（例：「質問書（案件化調査（中小企業支援型））の送付」）
- (3) 上記(2)の質問に対する回答は、2018年10月9日（火）までに JICA のホームページ（https://www.jica.go.jp/priv_partner/announce/index.html）にて公開します。本支援事業応募予定者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。
- (4) 企画書提出後に応募を辞退する場合はその旨の書面を電子メールに添付して上記 (2) ④のメールアドレスに送付ください。

第3 本支援事業実施上の留意点

事業実施に際しては、以下の諸条件についてご留意ください。なお、各事業・区分の留意点については、それぞれの募集要項に記載していますので、そちらもご参照ください。

1. JICA の役割

事業の準備及び実施に際しては、事業対象国の公的機関等へのアポイント取り付けや事業の説明、機材の輸送手続き等は提案法人（及び外部人材）が主体的に実施する点を留意願います。JICA は、事業実施のモニタリング、実施方法に係る助言、必要に応じて適切なアポイント先の紹介、通関手続きや関連事業の情報提供等の側面支援を行います。

また、本支援事業のさらなる改善につなげるため事後モニタリングや外部人材に関するアンケート等を行わせていただきますのであらかじめご了承ください。

2. 安全対策

JICA は、契約書の「安全対策措置等」の条項に基づき、現地の日本大使館、相手国政府等と緊密に連携の上、提案法人（共同企業体の場合は全構成法人）に対して国別の「安全対策措置（渡航措置及び行動規範）」、「安全対策マニュアル」及び安全情報の提供等を行い、安全確保に努めます。また、昨今の世界的な治安情勢の変化を踏まえ、本支援事業の採択企業・団体の皆様に、JICA が主催する業務従事者を対象とした安全対策研修（ウェブ研修、座学）を受講して頂きます。加えて、「[功労金対象国・地域](#)」を対象とする採択企業・団体の皆様には、テロ対策実技訓練も受講していただきます。

事業対象国、地域の治安状況により、採択後に安全対策に必要な経費（武装警官備上費用等）の経費計上を提案法人にお願いすることがあります。それにより当該経費を含めた契約金額が例外的に上限金額を上回ることがあります。

また、本支援事業の実施にあたり、提案法人より外部人材を含む業務従事者に緊急移送サービスを含む適切な保険を付保することを強く推奨します。

3. 環境社会配慮

事業の実施に当たっては、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月公布）」の適用の対象となります（基礎調査を除く）。提案が採択になった場合、環境や地域社会に与える影響の規模や重大性等に応じて「環境カテゴリ」の分類が JICA により行われます。カテゴリ C 以外の事業については、同ガイドラインの規定に基づき、事業の計画・実施に際して、環境社会配慮団員の参加、情報公開の実施等を含む適切な環境社会配慮が行われる必要があります。

ガイドラインの詳細については、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月公布）」（<https://www.jica.go.jp/environment/guideline/pdf/guideline01.pdf>）を参照ください。

4. ガイドラインの遵守

本支援事業の実施に当たっては、「中小企業・SDGs ビジネス支援事業及び協力準備調査（PPP インフラ事業） 契約管理ガイドライン」（以下、「契約管理ガイドライン」）に則り実施いただくこととなります。また、同様に、精算に当たっての留意事項は、同「精算ガイドライン」を参照ください。事業実施に関連するガイドラインは以下のとおりですので、予めご確認ください。

- ① 中小企業・SDGs ビジネス支援事業及び協力準備調査（PPP インフラ事業） 契約管理ガイドライン

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/priv_partner/jisshi.html

- ② 中小企業・SDGs ビジネス支援事業及び協力準備調査（PPP インフラ事業） 精算ガイドライン

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/priv_partner/seisan.html

5. 不正行為の防止

不正競争防止法では、OECD（経済協力開発機構）の「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」を国内的に実施するために、外国公務員贈賄に係る罰則を定めています。

我が国政府は、たとえ手続きの円滑化のみを目的とした少額の支払いであっても、それが「国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るため」であった場合には、外国公務員贈賄罪が成立し得るとしています。

従って、提案法人は下記ホームページ等で同法規程内容を確認した上、現地活動中は言うまでもなく、本邦受入活動中においても、相手国実施機関職員等へ金品等の供与（一般慣習に比して豪華な宿泊や食事、お土産等も含む）と見做される行為は絶対行わないよう十分注意してください。

●外国公務員贈賄防止（経済産業省ホームページ）

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/index.html

●外国公務員贈賄防止指針（経済産業省ホームページ）

<http://www.meti.go.jp/press/2015/07/20150730008/20150730008.html>

●OECD外国公務員贈賄防止条約の概要（外務省ホームページ）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oecd/komuin.html>

上記も踏まえ、提案法人は事業の実施において特に以下の点に留意願います。

- ①提案法人による本邦受入活動参加者に対する高額の商品や、日当・宿泊費として過大な金銭の提供又は著しく華美な接待等を行わないこと。
- ②事業の実施における途上国政府関係者への対応に際しては、不正競争防止法第18条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に抵触しないよう留意すること（不正競争防止法第18条の運用についても上記の経済産業省のホームページを参照）。
- ③併せて、上記政府関係者の我が国入国査証資格に関する出入国管理及び難民認定法等、本邦受入活動参加者の本邦滞在に関し適用される法令・規則についても十分理解し、違反しないように留意すること。

さらに、外務省及びJICAは、ODA事業における不正事案の発生を受け、ODA事業における不正腐敗事案の再発防止策を2014年10月に公表しました。下記ホームページ等で外務省及びJICAの不正腐敗防止策を十分理解し、不正情報に接した場合は、JICA又は外務省の不正腐敗情報相談窓口（※）に速やかに相談してください。

※JICA不正腐敗情報相談窓口

<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/index.php>

TEL: 03-5226-8850

FAX: 03-5226-6393

外務省不正腐敗情報相談窓口

<https://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/fusei/>

TEL: 03-5501-8357

●JICAの再発防止策の更なる強化（JICAホームページ）

https://www.jica.go.jp/information/info/2014/20141009_01.html

https://www.jica.go.jp/information/info/2015/20150420_01.html

●外務省の再発防止策の更なる強化（外務省ホームページ）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/f_boshi/201410_kyouka.html

また、JICAではODA事業受注企業による不正腐敗防止の取組を更に促すため、不正腐敗の定義、不正腐敗防止のための制度、相手国政府・実施機関・企業が講じるべき取組等について解説したガイダンスを作成しております。このガイダンスは、関係者の不正腐敗に関する認識を深め、不正対策の徹底を求めるものですのでご確認願います。

●JICA不正腐敗防止ガイダンス

<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>

6. 情報セキュリティの管理

本契約に関する以下の資料を JICA 中小企業・SDGs ビジネス支援事業窓口にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (sdg_sme@jica.go.jp) 宛に、タイトルに「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」と記載してメールをお送りください。なお、以下の資料は、受注者を除き、プロポーザル提出辞退後若しくは審査結果（不採択）通知後に速やかに廃棄してください（受領とともに右に同意いただいたものとします）。

- ・独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程
- ・情報セキュリティ管理細則

7. 医療行為⁴・治験等を伴う事業での留意点

(1) 医療行為

本支援事業の実施にあたり、提案法人/外部人材/補強による医療行為については、以下の条件を満たすことを前提とします。応募時点で以下の条件を満たしている、又はそのための準備が十分に進んでいることを前提とし、医療行為を含む活動を予定する場合は、相手国の保健医療事情や実施体制（技術移転の対象となる特定の医療技術のみならず、患者への安全確保に必要な医療施設での管理体制、チーム医療体制、技術管理体制、保

⁴ 本支援事業で使用する「医療行為」は、医師法等により医療従事者のみが行うことが認められている治療や処置・診断等であり、医学的な技術・判断がなければ人体に危害を及ぼす危険がある行為を指すが、患者に対して直接的にそのような行為を行うことを指すものとし、原則、現地医療従事者が行う医療行為への指導等は含まれない。但し、死亡・後遺症傷害等のリスクが高い医療行為及び三次医療施設等で医療行為を行う場合で、現地医療従事者が患者に医療行為を行う現場で指導等を実施する場合は、その行為を含むものとする。

健医療従事者の能力等)、相手国における法制度及び医療訴訟の判例の有無とその内容等、医療行為を実施する妥当性(免許、実績、語学力、組織としてのバックアップ体制等)について十分に検証いただき、詳細を企画書にご記載ください。

<実施の条件>

- ・ 医療行為を行う提案法人関係者が相手国の有資格者として認定されていること、又は医療行為を行う認可を相手国(中央又は地方政府)から書面で得ていること。
- ・ 相手国責任機関(公的機関の場合は保健省、民間機関の場合は保健省等又は民間病院)と免責事項について協議し、医療事故等の責任を問われた場合は、故意又は重過失による場合を除き、相手国責任機関が、JICA、提案法人関係者及び医療行為実施者に代わり責任を負担することについて、法的拘束力を有する合意文書を相手国責任機関、提案法人及び JICA の三者(又は右三者と医療行為実施者の四者)で締結すること(応募書類提出時までに合意文書の取付けが困難な場合は、案件採択後、契約締結前に相手国責任機関からの理解を促進した上での合意取付けも可とする。合意文書締結前の医療行為実施は不可。)
- ・ 故意又は重過失による医療過誤等に伴う民事責任及び刑事責任は、医療行為実施者が負うこと(JICA との契約書等に定める。)
- ・ 患者又はその家族に対するインフォームドコンセントを得ていること。
- ・ 医療賠償責任保険⁵に加入すること。本邦受入活動等で日本国内での医療行為を行う場合は、厚生労働省が定める臨床修練制度(医師法第 17 条他)⁶に従うこと。

(2) 治験等

本支援事業の実施にあたり、治験(Clinical Trial)及び人体に侵襲を加えるあるいはプライバシーを侵害する臨床試験(以下、「治験等」)については、以下の扱いとします。

治験等は、本支援事業として実施しない。なお、治験等の実施者(医療従事者等)に対する研修・指導・助言等は本支援事業に含めることができる。

8. 運営補助業者の配置

応募書類審査、事業開始から終了までの進捗監理と事業化に向けた支援に際し、守秘義務を課した上で、JICA による事業運営を補助する外部委託業者を配置しています。従って、提案法人と JICA との面談への当該業者の同席や、提案法人への連絡・依頼・助言等について、当該業者を通じて行う機会が想定されますことをご了承ください。

⁵ 専門職賠償責任保険については現地で認定された保険会社のみ扱うことが可能。従って、保険加入自体は現地で行い、本邦の保険会社が現地保険会社をバックアップする「再保険制度」による対応となる。ただし本邦保険会社が現地法人を設立した場合は国内での支払も可能となる。なお、保険適用にあたり、加入者と訴訟対象者が同一である必要はないことから、提案法人自身が加入し、JICA との契約内で精算する方法も可能。

⁶ 本邦受入活動の実施機関が、臨床修練制度に基づき、海外からの招聘者の医療行為に対する全ての責任を負うこととし、賠償保険に加入する。加入の履行確保は、JICA と提案法人との間で締結する契約書等で確認・合意する。なお、病院が加入する賠償保険については JICA との委託契約に含めることができる。

第4 経費見積・支払

本支援事業は、提案法人と JICA との業務委託契約に基づき実施するものであり、提案法人が業務委託契約書上で規定した一連の業務を履行し、JICA はその対価として提案法人に対して契約金額を支払う形を取ります。つまり、提案法人が自ら行う事業に要した経費の一部を国や公共団体が補助する補助金制度とは、性格が異なることにご留意下さい。

1. 見積書の作成に当たって

本支援事業の直接費として計上が可能な費目の詳細については、別添「経理処理ガイドライン（2018 年 9 月版）」を参照してください。原則、応募書類提出時の見積額が、契約金額の上限となります。

2. 起算日について

契約における各種基準額（直接人件費基準月額（上限）、日当・宿泊料基準額（上限）、国内旅費（上限）等）や、業務従事者（全業務従事者）及び外部人材の格付け等に係る年数等算出の起算日は**本公示日**とします。

3. 契約履行期間外に発生した経費について

応募書類、見積書作成を含む準備段階等、契約締結前に提案法人が負担した費用については、いかなる理由であっても JICA は負担しません。同様に、契約履行期間終了後に発生する経費についても、JICA は負担しません。

4. 人件費について

将来的な海外ビジネス展開が促進されるという本支援事業の性格を鑑み、提案法人に応分の負担を求める観点から、共同提案法人を含む提案法人（及び親子関係、その他の実質的支配関係にある法人・団体に所属する人材、補強を含む）の人件費を JICA は負担しません。

また、人件費が計上対象となる外部人材については、「経理処理ガイドライン（2018 年 9 月版）」において、外部人材の要件を詳細に記していますので、確認をお願いします。

5. 安全対策経費について

事業対象国、地域の治安状況により、採択後に安全対策に必要な経費（武装警官備上費用等）の計上をお願いすることがあります。それにより当該経費を含めた契約金額が上限金額を例外的に上回ることがあります。

6. 現地再委託

- (1) 本業務で実施する現地事業工程の一部を、専門的な知識や経験を持つ現地の NGO、NPO、民間企業、ローカルコンサルタント等に再委託する提案が可能です。その場合は、JICA の承認の下、提案法人は再委託先と契約を結ぶことになります。なお、JICA と提案法人間で締結する契約書上で認められた業務以外の業務を再委託することは認められません。
- (2) 現地再委託の可能な業務の範囲は特に限定しませんが、現地事業の中の主要な業務は全て提案法人が主体的に実施することとし、事業工程の全てを再委託することはできません。再委託が認められる範囲については、案件毎に契約交渉の時点において検討します（例えば、事業計画を作成する場合に、計画作成に必要なデータを収集するため市場事

業を再委託する等。事業計画の作成そのものは、本支援事業の主要業務となりますので、これを再委託とすることはできません)。

- (3) 現地再委託契約相手先の選定は原則として競争性がある選定方法により行うことが必要です。現地再委託を実施する場合は、「契約管理ガイドライン 別添3 現地再委託ガイドライン」に則り実施してください。
- (4) 特定の企業を随意に契約相手先とすることは原則できません。特定の企業等に業務を再委託することが必要な場合は、採択後の契約交渉等を通じて可否につき検討することとなります。

7. 現地工事下請負

- (1) 本業務で実施する現地工事の一部又は全部を、下請負契約として第三者に発注する提案が可能です。その場合は、JICA の承認の下、提案法人は下請負先と契約を結ぶこととなります。なお、JICA と提案法人間で締結する契約書上で認められた業務以外の業務を下請負することは認められません。
- (2) 現地工事下請負契約相手先の選定は原則として競争性がある選定方法により行うことが必要です。現地工事下請負をする場合は、「契約管理ガイドライン 別添5 現地工事契約管理ガイドライン」に則り実施してください。
- (3) 特定の企業を随意に契約相手先とすることは原則できません。特定の企業等に業務を下請負することが必要な場合は、採択後の契約交渉等を通じて可否につき検討することとなります。

8. 精算確定と各種支払

「経理処理ガイドライン（2018 年 9 月版）」に記載のとおり、JICA から本事業受注者に対する契約金の支払方法は明記されていますので、確認してください。

また、「中小企業・SDGs ビジネス支援事業及び協力準備調査（PPP インフラ事業）精算ガイドライン」に記載のとおり、精算報告書の提出から精算金額の確定までの所要期間は、精算報告書の内容により異なりますが、概ね 1 ヶ月から 3 ヶ月程度です。提案法人においては、どの時期に契約金の支払を受けたいか、提案法人の決算時期も踏まえて、採択後の契約交渉時に JICA へ要望を伝えてください。

第5 基礎調査

1. 事業の内容

中小企業・SDGs ビジネス支援事業 基礎調査（以下、「本事業」）は、途上国の開発課題に貢献し得るビジネスモデルの検討に必要な基礎情報の収集を支援します。

本事業は、提案に基づき JICA と提案法人との間で合意された内容について、JICA が発注する業務委託契約の形により実施されます。

本事業の具体的な調査内容は提案に基づき、契約交渉の際に個別に設定させていただきます。

2. 参加資格要件等

今回の企画競争に参加を希望する者（共同企業体の各構成員を含む。以下、「提案法人」）は、以下の要件を全て満たすことが必要です。事業実施期間中にこれら要件を満たさなくなる見込みがある場合は、本事業への参加をご遠慮ください。

(1) 日本の法律に基づき設立された日本登記法人の中小企業（中小企業の定義は中小企業基本法第二条⁷、及び株式会社日本政策金融公庫法施行令第三条第2項⁸に基づく）又は中小企業団体の組織に関する法律第三条に定める中小企業団体のうち事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、及び商工組合（以下、「中小企業団体」）で、会社又は団体設立後、企画書提出締切日までに1年以上経過している者。

ただし、次のいずれかに該当する中小企業者（いわゆる、「みなし大企業」等）は除く。

- ① 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ② 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

⁷中小企業基本法第二条

この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

⁸株式会社日本政策金融公庫法施行令第三条第2項

株式会社日本政策金融公庫法第二条第三号ロ（※）に規定する政令で定める業種のうち本事業ではソフトウェア業又は情報処理サービス業のみを対象とし、資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

	業種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人

※株式会社日本政策金融公庫法第二条第三号ロ：資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、中小企業特定事業を営むもの

- ④ 会社法上の外国会社、発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を外国会社が所有している企業又は外国会社の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (2) 法人税、消費税及び地方消費税に未納がないこと。(業務委託契約約款第20条1項(7)のとおり、租税滞納処分等の事実が契約解除要件となります。)
- (3) 会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者ではないこと。
- (4) JICA から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。
- (5) 契約競争参加資格停止措置を受けている者からの応募については、具体的には以下のとおり取り扱います。なお、外部人材(以下(8)を参照)を雇用している者が契約競争参加資格停止措置を受けている場合も同様の対応とします。
- ① 企画書の提出時に資格停止期間中の場合、企画書を無効とします。
 - ② 資格停止期間前に、採択通知されている場合は、契約手続きを進めます。
 - ③ 企画書提出後、採択通知される前に資格停止期間が始まる案件の企画書は無効とします。
- (6) JICA から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受け、当該資格停止期間終了後1年が経過していない者については、提出される企画書の審査において、審査員による採点結果(100点満点)から15点を減じた点を以て審査点とします。
- (7) 当競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと及び当該契約満了までの将来においても該当することはないこと。
- ① 提案法人の役員等(競争参加者が個人である場合にはその者を、提案法人が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」)である。
 - ② 提案法人の役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められる。
 - ③ 反社会的勢力が応募者の経営に実質的に関与している。
 - ④ 提案法人又は提案法人の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を以って、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - ⑤ 提案法人又は提案法人の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - ⑥ 提案法人又は提案法人の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

- ⑦ 提案法人又は提案法人の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ⑧ その他提案法人が、東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。

(8) 実施体制及び業務従事者に係る諸条件

- ① 上記 2. (1) の参加資格要件を満たす中小企業者の共同企業体による応募を認めます。共同企業体を構成する場合は、構成員の中から代表法人を指定するとともに、その各構成員から必ず 1 名以上が受託する業務に従事する者（以下、「業務従事者」として本事業に参加することとします。
- ② 提案法人（共同企業体にあつては代表法人）に所属する業務従事者から業務主任者を指定ください。なお、提案法人（共同企業体にあつてはその構成員を含む）以外の法人に雇用されている個人を本事業の目的を達成するために提案法人の業務従事者として参画させる場合は、補強という扱いになります。
- ③ 業務の円滑な実施を確保するべく、ODA 事業、海外ビジネス展開、技術・分野課題・対象国等に係る専門的知見を持つ「外部人材」の配置が可能です。「外部人材」とはコンサルタント、他企業の技術専門家、金融機関職員、中小企業診断士、大学教員、NPO 職員、個人等で、ODA 事業、海外ビジネス展開、技術・分野課題・対象国等について専門的な知見・技術の提供、又は報告書作成及び経理精算報告書等の円滑な作業や品質の確保を支援する人材となります。外部人材は提案法人と契約し、業務に従事します。なお、提案法人と親子関係、その他の実質的支配関係にある法人・団体に所属する人材や、本事業で調達される機材や製品を生産あるいは販売する企業の従業員等は外部人材としてはみなされないため、これらの人材が本事業に参画する場合は、「補強」（採択後に同意書の提出が必要となります）という扱いになり、直接人件費の支給の対象外となります。外部人材の要件については、必ず「経理処理ガイドライン（2018 年 9 月版）」をご確認ください。
- ④ 中小企業団体の場合は、業務主任者が中小企業の代表又は従業員であることを条件とします。
- ⑤ 業務従事者に外国籍人材の活用を認めます。ただし、業務主任者については、日本語でのコミュニケーションが行えることを必須とします。

3. 応募勸奨分野

開発途上国の社会・経済開発に資する分野として、「環境・エネルギー」、「廃棄物処理」、「水の浄化・水処理」、「職業訓練・産業育成」、「福祉」、「農業」（食料・食品分野を含む農林水産分野）、「保健医療」、「教育」及び「防災・災害対策」の 9 分野からの応募を勸奨します。これらの分野に含まれないものについては、「その他」としてください。

【応募参考情報】対象国・対象分野の検討に際して

●国別開発協力量針：

外務省では、ODA 対象国ごとに国別開発協力量針を定めています。応募に際しては、国別開発協力量針に定める当該国への重点分野との整合性があることが望ましいと考えています。国別開発協力量針については、以下をご覧ください。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjyo_kakkoku.html

●各国における取り組み：

JICA の各国における取り組みについて、以下を参照ください。

<https://www.jica.go.jp/regions/index.html>

●民間企業の製品・技術の活用が期待される課題：

JICA が公表する「民間企業の製品・技術の活用が期待される課題」を以下ホームページに掲載していますので、企画書作成の際にご参照ください。

https://www.jica.go.jp/sme_support/reference/subjects.html

また、上記の 9 分野との整合を踏まえつつ、特に以下(1)～(5)の観点からの応募を勧奨します。

- (1) イノベーティブな製品やサービス、ビジネスモデルによって途上国の開発課題を解決することを目指す提案
- (2) 2019 年開催のアフリカ開発会議（TICAD VII）での日本政府の対アフリカ協力の方針を踏まえ、アフリカ向け民間ビジネス・投資を促進する観点から、アフリカを対象とした提案
- (3) 2018 年 5 月開催の第 8 回太平洋・島サミットでの日本政府の対太平洋諸国への協力量針を踏まえ、特に「強靱かつ持続可能な発展の基盤強化」に資することを目的とした提案
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000365755.pdf>
- (4) 我が国の健康・医療・栄養分野の技術・サービスの国際展開に資する提案
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryousuisin/ketteisiryousu/kakugi/170217senryaku.pdf>
- (5) インフラシステム輸出に資する提案
 - ① 我が国の質の高いインフラシステムの輸出を図る事業（空港、都市交通、エネルギー、防災等）
 - ② 都市問題の解決に資する事業（廃棄物、上下水、ICT（スマートシティ）等）※参考「インフラシステム輸出戦略（平成 30 年度改訂版）」
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyousu/dai37/siryou2.pdf>

4. 本事業の対象外となる諸要件

以下(1)～(6)に該当する場合は、本事業の対象外となりますのでご注意ください。

- (1) 提案法人（共同企業体を構成する場合は構成員を含む）が、同時期に募集される下記 JICA 事業に重複して提案すること（代表法人は最も親和性の高い一つのスキームに応募をすることとし、同応募の審査結果通知受領まで他スキームに応募することはできません。重複応募が確認された場合は、いずれの提案も無効となります）。

- ・ 基礎調査
- ・ 案件化調査（中小企業支援型及び SDGs ビジネス支援型）
- ・ 普及・実証・ビジネス化事業（中小企業支援型及び SDGs ビジネス支援型）

また、共同企業体構成員が同じで代表法人のみを替えた提案、若しくは提案法人と外部

人材を入れ替えた提案であることが確認された場合等は、重複応募とみなし、いずれの提案も無効とします。

- (2) 提案法人（共同企業体を構成する場合は構成員を含む）が他機関・団体から受けている補助金等と同一国かつ同様の内容を重複して提案すること（ただし、事業内容等が客観的に違うことが説明できると JICA が認める場合には、本事業の対象となることがあります）。
- (3) 事業において計画する活動の実施に伴い、環境・社会に甚大な負の影響（特に、不法占拠者を含む大規模な非自発的な住民移転が生じるケース、重金属等有害物質等による甚大な環境汚染が生じるケース、国立公園・国指定の保護対象地域を対象とするケース）を及ぼす可能性がある提案※事業対象サイトは原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域（国立公園・保護区等）の外となります。事業対象サイトを地域外とすることが不可能で、事業対象サイトを地域内とすることが必須の場合は、地域内での事業実施や開発が対象国の法規制上認められているか等国立公園・保護区等に関連する情報とともに、提案技術・製品が地域の保護の増進や回復を主たる目的とし、国立公園・保護区等に重大な負の影響を及ぼさないこと及び住民移転等が生じないことを相手国政府の関係機関から書面で取り付け、企画書に添付ください。なお、事業対象サイトが国立公園・保護区等内となるか否かにつきましては、最終的には JICA が判断します
- (4) 同一国かつ同様の内容での応募は、基礎調査、案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業を問わず、通算 3 回不採択となった場合、4 回目応募は不可とします（国や内容の異なる提案は応募可）。「同様の内容」の定義は、「同一企業かつ同一商材（製品・技術・サービス）が提案に含まれていること」とします。不採択回数は 2018 年度第二回の採択結果からカウントを開始します（過去の不採択実績は遡及適応しません）。
- (5) 中小企業支援型においては、提案法人が中小企業・SDGs ビジネス支援事業を活用し、実施できる国は 2 か国までとします。同一国で別の内容にて実施した事業も 2 か国とカウントします。なお、2 か国で実施した提案法人（中小企業等）がその後 SDGs ビジネス支援型に新たに応募することは可能です。
- (6) 中小企業・SDGs ビジネス支援事業を既に実施中の法人（共同企業体を構成する場合は構成員を含む）による応募は可能ですが、他の中小企業・SDGs ビジネス支援事業と契約期間が重なることは認められません（ただし、両事業の対象国が異なる場合や提案製品・技術が異なる等、両事業の連続性が確認されない場合はこの限りではありません）。

5. 事業期間

契約締結日から 1 年間程度とします。

6. 本事業経費

- (1) 東アジア、東南アジア、南アジア地域を対象とする事業については、1 件当たり 850 万円を提案上限金額とします。
- (2) 東アジア、東南アジア、南アジア地域以外の地域（以下、「遠隔地域」）を対象とする事業については、二つの積算方法から提案法人が企画書作成時に選択できます。
積算方法 1：上記 6. (1) と同様に、提案時に経費を二分しない積算方法。
1 件当たりの上限金額は 850 万円
積算方法 2：提案時に経費を二分する積算方法。それぞれの提案上限金額を以下のとおりとします。

a) 国際航空運賃等：1 件当たり 300 万円

b) 国際航空運賃等以外の経費：1 件当たり 680 万円

これは、遠隔地域に係る航空賃単価は一般的に高額となるなか、必要な渡航回数の確保を容易とすることを目的としています。

なお、

・上記 a) の国際航空運賃等とは、以下の 3 要素から構成されるものとします。

① 国際航空運賃（通常は航空賃に含まれる空港利用料等の経費を含みます。）

② 国際航空運賃相当額に対応する管理費（管理費率は、国際航空運賃以外の経費における管理費と同率として下さい。）

③ 国際航空運賃等にかかる消費税等相当額（ $\lt (\text{①}+\text{②}) \times 8\% \gt$ により算出。）

・上記の目的に鑑み、契約締結の後も、見積において「国際航空運賃等」に計上した予算と、同じく「国際航空運賃等以外」に計上した予算との間での流用は、原則として不可とします。

・遠隔地域を対象とする事業は、提案時に経費を二分しない方式を選択することができます。その場合は、1 件当たりの上限金額は 850 万円となります。

・二分した経費にかかる見積書の作成に関しては、国際航空運賃とそれ以外の経費を二分し、上限金額を 980 万円とする積算方法を選択した場合は、国際航空運賃※に関わる経費を除いた（「2. 旅費（航空賃）」を含まない）「本見積」と、国際航空賃に関わる経費のみを計上した（「2. 旅費（航空賃）」のみの）「別見積」の、計 2 通の見積書を作成ください。

※日本と業務対象国との間の国際移動に係る航空運賃とします。（日本国内の移動に係る航空運賃は「内国旅費」、業務対象国内の移動は「現地交通費」として、「本見積」に計上ください。）ただし、日本国内又は業務対象国内の移動に係る航空券が、国際移動航空券と一連のものとなされ、全体が国際便扱いされている場合には、これらも国際航空運賃として扱い、「別見積」に計上ください。「本見積」と「別見積」には、それぞれ上限金額が設定されていますのでご注意ください。

調査経費の積算に当たっては、「経理処理ガイドライン（2018 年 9 月版）」をご参照ください。

上限額を超える企画は審査対象外とさせていただきます（消費税込み。1 円未満の端数は切捨て）。

7. 採択予定件数

13 件程度

8. 応募書類

(1) 応募書類の構成

応募書類の構成は次のとおりです。別添様式 1～3 を使用してください。

本公示より応募書類は全て電子データでの提出になります。

書類（注 1）	様式
企画競争申込書（注 2）	様式 1
企画書	様式 2
見積金額内訳書及び見積金額内訳明細書	様式 3

財務諸表（注3）（注4）直近2期分	提案法人所定様式
組員（構成員）名簿 （中小企業団体のみ提出）	組員名簿
登記簿謄本（写） 発行日から3カ月以内のもの（注4）	法務局にて発行の「履歴事項全部証明書」若しくは「現在事項全部証明書」
納税証明書（その3の3） 発効日から3カ月以内のもの（注4）	税務署にて取得可能。 市区町村発行の「法人事業税」等の納税証明書、納税時の領収書、納税証明書その1等では受付できません。

（注1） 電子データは以下の形式でご提出ください。

- ・ 様式1：PDF形式（押印版の様式をスキャンしてPDF化ください。）
- ・ 様式2：PDF形式（紙をスキャンする方法ではなく、電子データを直接PDF保存し、1ファイルにまとめてください。）
- ・ 様式3：エクセル形式
- ・ 財務諸表：任意の形式（1ファイルにまとめてください。）
- ・ その他応募書類：PDF形式

（注2） 共同企業体を結成する場合は、様式1の提出で確認します。

（注3） 貸借対照表、損益計算書を指します。

（注4） 共同企業体を構成する場合は、全ての構成員について提出が必要です。

（2）企画書の記載要領

企画書の記載要領については、様式2「企画書」を参照してください。分量は様式2上の指示を順守頂き、補足資料の添付はご遠慮願います。

（3）見積金額内訳書〈様式3〉

本募集要項「第4 経費見積・支払」及び別添資料1「経理処理ガイドライン（2018年9月版）」に基づき事業実施に必要な経費を積算してください。なお、本募集要項「第5 6. 本事業経費」に記載された上限金額を超える見積りが提出された場合は、審査の対象外とさせていただきます。

（4）その他

応募書類の作成、提出に係る費用について JICA は負担しません。

9. 採択後・事業実施中の提出物

（1）採択後の提出書類

見積金額内訳書（見積金額根拠資料含む）

特記仕様書(案)確定後、見積金額内訳書及び積算根拠書類を提出いただきます。

※積算根拠資料は、原則として二者以上から取得した見積書の提出が必要となります。

ただし、提案法人の製品・技術の場合には、損益計算書や機材売上帳、若しくは製造原価計算等の提案製品の機材関係経費の算定根拠となる資料の提出が必要となります。

なお、本事業では、提案法人がすでに有する製品・技術の海外展開を支援することを目的としていることから、製品・技術の初期研究開発にかかる費用の原価計上

は原則として想定していません。

(2) 事業実施中の提出書類

報告書名	記載内容	提出時期	提出方法
業務計画書 (和文)	事業の実施計画・体制 (A4 10-20 頁程度)	契約締結日から起算して 10 営業日以内	電子データ (メールにて提出)
月報 (和文)	業務従事者の従事計画・実績、事業進捗状況、その他連絡事項 (A4 1-2 頁程度)	報告対象月の翌月 5 営業日以内	電子データ (メールにて提出)
進捗報告書 (和文)	事業の進捗報告、達成状況 (A4 20~40 頁程度)	契約ごとに設定	電子データ (メールにて提出)
業務完了報告書 (案) (和文)	本事業全体の実施結果、達成状況等 (A4 30~50 頁程度)	業務完了予定の 2 か月前	電子データ (メールにて提出)
業務完了報告書 (最終成果品) (和文)	業務完了報告書(案)提出後、JICA 等から出されるコメントに基づき必要な加除修正を行ったもの。 (A4 30~50 頁程度)	業務完了時	製本 : 3 部 報告書及び付属データを収納した CD-ROM : 2 枚